

環境政策の各手法の特徴と有効性

本資料は、環境政策を直接規制的手法、枠組規制的手法、経済的手法、自主的取組に分類し、それぞれの特徴、長所、短所、有効な分野、課題について、以下のOECDのレポート等の文献を中心に抽出・整理したものである。

OECDレポート

- ‘Reforming Environmental Regulation in OECD Countries’(1997)
- ‘Taxation and the Environment : Complementary Policies’(1993)
- ‘Environmental Taxes and Green Tax Reform’(1998)
- ‘Evaluating Economic Instruments for Environmental Policy’(1997)
- ‘Improving Regulatory Compliance’(1993)
- ‘Voluntary Approaches for Environmental Policy’(1999)

その他のOECDレポート

OECDレポート以外の主な参考資料

(主として直接規制的手法と枠組規制的手法についての参考資料)

- 「環境問題の行方」(1999/5 ジュリスト増刊)
- 「環境保護の新展開」(1993/1 ジュリスト)

【 目 次 】

1. 直接規制的手法	1 ページ
2. 枠組規制的手法	4
3. 経済的手法	6
4. 自主的取組	10

1. 直接規制的手法

(1) 特徴

- ・環境目標及び行為とその結果に対する責任が明確である環境汚染に対して、すべき行為又はすべきでない行為、遵守すべき基準を法・政令等で示し、違反する行為に対しては罰則により経済的、社会的なペナルティを課す。命令・統制・指導・罰則を通じて、一律に活動をコントロールするところに特徴がある。
- ・政策の目的に関連し「経済的規制」、「社会的規制」、「行政上の規則・規制」の3つのカテゴリーに分類できる。経済的規制は市場や価格、競争に対する規制であり、社会的規制は健康、安全等の社会的価値の保護を目的とする。環境に関する直接規制のほとんどは社会的規制の範疇に入る。
- ・法規制の遵守状況を監視、指導、取り締るための管理システムの運用と法規制に対する社会的な信頼(compliance)が施策の実効性を左右する。

(2) 長所

- ・法的な強制力により一定の行為を禁止・制限するため、確実な効果が期待できる。
- ・健康や安全、環境への侵害行為に対して法的に保護でき、侵害行為に対しては罰則等を課すとともに、被害者に対しては救済措置を講じることができる。
- ・法的な執行力と罰則の脅威による強制力及び運用上の厳格さがあるため、経済力の大小や行政による恣意的な運用による不公平が起きる余地は少ない。
- ・規制の対象や排出状況等についてあらかじめ調査をすることにより、法制度の効果を事前に予測しやすい。

(3) 短所

- ・汚染源が分散、多様、小口の場合は、法規制の運用に膨大な管理コストがかかり、かつ公平な運用を図ることが困難であるため、法規制が有効に機能しない(例：家庭からの雑排水、一般廃棄物、自家用自動車の排出ガス等)。
- ・多面的な対応が要請されるようになった環境問題に対する柔軟な対応が欠如している。また、それぞれの主体の特性(業種、規模、設備、行為内容等)や地域の特性(環境や立地条件)をふまえたきめ細かい対応が困難である。
- ・規制対象や規制内容の改変などにより法制度が複雑化し、単純性と明瞭性が失われる。
- ・法規制を円滑に管理、運用するためには、組織や運用に係る費用を要するため、費用に対する効果が概して低い。
- ・国民的な合意を形成し法として施行されるまでに時間がかかり、緊急にとるべき環境問題に対して迅速な対応をとることが困難である。
- ・経済・社会の急激な変化に法規制の改変が立ち遅れる。

- ・過度の法規制が経済の効率性を歪め、自由競争を阻害したり、産業の競争力を弱めたり、市場への自由な参入の障害となる場合がある。
- ・国内の法規制が、海外からの企業の進出、製品の輸入に対して‘非関税障壁’となる場合がある（例：煩雑な許認可手続き、複雑な国内法規制の理解、基準に適合するための技術開発）。
- ・地球レベルでの環境問題への取組が必要になっている今日、それぞれの国固有の法規制が複雑化する経済関係や国際的な環境問題の調整や解決する障害となることがある。
- ・行為者が、一定の行為や基準を遵守する以上に環境保全に向けて努力しようとする誘因が欠ける。
- ・全ての対象行為を一律に規制するため、基準は低いレベルに設定されがちである。
- ・技術的な革新を促進するインパクトが欠ける。
- ・法規制により守られる権利や行為が既得権化することがある。

(4) 有効な分野

- ・原因となる行為や排出物と汚染結果の因果関係が明確であり、汚染源への直接規制により汚染物質の排出削減に効果がある場合（例：エンド・オブ・パイプ型の対策、典型7公害）。
- ・健康、安全等の生存や生活に係る権利に対して甚大な影響を与える環境汚染行為に対しては、法的な強制力をもって規制することが社会的な利益となる場合（例：有害化学物質の排出規制）。
- ・環境基準を達成するための技術、設備、使用する物質等の代替手段がないか早急に実用化することが困難であり、企業等が自主的に環境保全努力を行なうことが難しいため、一定の行為を禁止することが妥当な場合。

(5) 課題

- ・OECDでは、より効果的な規制的手法を構築すること、他の政策手法とのポリシーミックスによる政策的統合を奨めている。新たな環境問題に対処するための政策手法を検討する際は、直接規制により対応することが必要かどうか、枠組規制的手法や経済的手法など他の手法と費用対効果を比較し、状況の変化に機敏に対応できる最適の手法の選択、政策パッケージの可能性について検討することが重要であるとしている。
- ・政策運用の透明性と柔軟性を確保するために、法規制体系の総合化、単純化を進める。また、政策評価に関するガイドラインを設定し、行政活動をチェックするためのツールを行政のマネージメントシステムに採用することが必要である。
- ・産業等の活動を阻害せず自主的な取組により経済効率性を高める「枠組規制」のフレームを活用する（規制的手法とVoluntary Approachのミックス）。
- ・規制に対する社会的な信頼(compliance)を高めるために、情報公開、情報提供、技術開発支援等の‘情報・支援型手法’により補完する。

直接規制的手法の適用

規制の種類	適用原則	有効な分野	事例
直接規制的手法 (命令 - 統制型規制)	<ul style="list-style-type: none"> 健康、安全等社会的価値が経済的価値に優先する場合に、強制力により環境目標を確実に達成する 	<ul style="list-style-type: none"> 排出源が特定でき、環境汚染の責任と義務が明確な場合 社会的公正の面から違反行為に対して罰則により制裁することが妥当な場合 	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染 水質保全 土壌汚染
(総量規制)	<ul style="list-style-type: none"> 対象地域ごとに目標とする排出総量を定め、それに基づき企業その他から排出計画を提出させ、指導・監督を行なう 具体的な対処方法については事業者の裁量に任されており、枠組規制的手法の要素もある 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染の因果関係が比較的明確に特定でき、排出目標があらかじめ設定できる場合 業種、企業等の行為者により排出量または汚染寄与率が把握できる場合 地域により環境汚染状況が異なり、一定の範囲の地域において特に環境汚染を改善する必要がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内海等の閉鎖性水域の水質汚染に関する総量規制 自動車排出NOxの総量削減

2. 枠組規制的手法

(1) 特徴

- ・法で遵守すべき手順や手続き等のルールを示し、その遵守を義務付け、その枠内においては経済主体や市民の自主的、自発的な環境保全努力に委ねる。
- ・今日のように環境問題が複雑化し、行為と環境汚染の因果関係が不明確であったり、対象となる行為者が多様で一律に規制することが困難な場合に、環境目標を設定し、それに至る手順を明確化することにより、それぞれの主体の創意と努力によって環境問題に対処する。

(2) 長所

- ・直接規制型手法と比較して、規制対象（汚染物質、行為等）の射程を拡大できる。
- ・行政がルールに基づくコントロールに関与することにより制度の遵守性が高い。
- ・法でルールを定め、その範囲内で行為者の経済合理性に沿った自主的、自発的な活動を尊重するため、管理、運用に係る人的、財政的負担を軽減できる。
- ・企業の経営条件に応じて、ルールを達成するための最適の措置を講じるために、業種、規模、設備、地域環境等に応じたきめ細かい環境保全活動が期待できる。
- ・法体系を単純・明瞭化し、法規制に対する信頼と理解を高めることができる。
- ・基本的な規制の枠組を生かしつつ、制度の運用状況、最適技術の開発、経済社会環境の変化に対処して、環境目標やルールを柔軟に対応できる。

(3) 短所

- ・政策の成果に関するモニタリングがうまく機能せず、行為者の報告や届出に任せると、虚偽の報告や都合の悪い事項を報告しないような場合が出てくる。
- ・自主的な取組に関して報告を行なう制度においては、十分に実態をチェックするだけの人的、組織的な余裕がないため、形式審査に終わる場合も出てくる。
- ・未達成の場合のペナルティや情報公開が不明確である場合、企業等の環境保全に対する取組誘因を弱めたり、環境保全に対して努力をしたものが不公平感を抱く。
- ・企業等は製品や生産プロセスに関する科学的・技術的情報や現場での経験が豊富であるため、規制する側の行政との間で情報格差が生じる場合がある。

(4) 有効な分野

- ・汚染の原因と結果の因果関係が不明確であったり、当面規制するための目標、対象及び基準を設定することが困難なケースで、予防的観点から対応する場合。
- ・今日の複雑化した環境汚染、専門的な知見を必要とする環境汚染に対しては、それぞれの主体の実践的な経験と科学的な情報の蓄積を活かした環境保全活動が環境問題の解決に有効な場合（例：化学物質の管理、生産過程における資源の節減）。

- ・自主的な取組により企業等の技術開発が促進できる場合（例：温室効果ガスの削減、再利用可能な部品や資材の開発）
- ・業種により生産方法や原材料の使用方法、技術的な特性等が多様であり、それぞれの特徴を生かした環境保全対策が経済効率性に合致し、環境目標の達成に有効な場合（例：投入資源の削減、廃棄物のリサイクル、温室効果ガスの排出削減）

(5) 課題

- ・企業等の自主的な環境保全活動に関する情報公開と中立的な監査制度（auditing）の導入により制度の透明性を高める。
- ・目標を達成しない場合や虚偽の報告等に対する措置（指導、勧告、公表、ペナルティ）と達成した場合の顕彰などのインセンティブ制度の創設など企業の自主管理制度に対する公的な関与を強める。
- ・企業の自主的な取組を促進するための技術、情報、経済的な支援措置の導入。
- ・直接規制の「拘束的要素」と枠組規制の「誘導的要素」をベスト・ミックスした費用対効果と透明性、柔軟性の高い規制的手法の適用。

枠組規制的手法の適用

規制の種類	適用原則	有効な分野	事例
枠組規制的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染の原因と結果の因果関係が明確でないか汚染形態が多様で排出基準等の設定が難しい場合に予防的に用いる ・一定の環境保全目標を達成するための選択肢があり、行為者の自主的な取組に委ねることが環境効率性に合致する 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染の原因と結果の因果関係が不明確又は多様なため、一律の基準の設定が難しく予防的措置として対応する場合 ・基準や対応方法が将来変化すると見込まれ、直接規制的手法より弾力性を持たせる場合 ・環境配慮のための技術的、制度的な選択肢があり、一定のルールのもとに各主体の創意による取組が期待できる場合 ・関連する多くの主体を取り込んだ環境保全対策が全体の環境保全に有効な場合 ・業種により技術、生産等の形態が多様であり、それぞれの特性に基づき環境保全対策を行なうことが有効な場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・P R T R法による届出制度 ・環境影響評価 ・廃棄物の削減 ・化学物質の使用規制 ・オランダのNEPPに基づく自主協定は、産業の自主的な取組を生かしつつ、政策フレームでの位置づけの観点からみると法的拘束力により担保された枠組規制的手法といえる。

3. 経済的手法

(1) 特徴

- ・ 経済的手法には 経済的賦課（税、課徴金、料金） 経済的便益（補助金、税制優遇） 預託払い戻し、 新規の市場創設（排出量取引、率先実行計画、エコ・マーケットの創設）などがある。
- ・ OECDとEUは、経済的効率性を損なわずに環境目標を達成し、経済政策と環境政策を両立する手法として経済的手法の活用を推奨している。
- ・ 行為者に経済的負担を課すか経済的誘因を提供することにより、望ましい行為を誘導し、または望ましくない行為を抑制する結果、環境への負荷を低減する。
- ・ ある行為を行なうことにより生じた環境負荷などの外部不経済に対して、経済的負担を課すことにより、応分の外部費用を負担させる。
- ・ 経済的手段を適用することにより、価格メカニズムを通じて環境資源の効率的な使用と配分を達成する。

(2) 長所

- ・ 経済的効率性と環境効率性を同時に達成できる。
- ・ 経済的手法の費用対効果、費用対便益は、規制措置と比較して概して高い。
- ・ 一定の行為を法規制などにより強制するのではなく、経済的負担を選択するか、あるいは選択しないかについての行為者の経済合理性に基づく選択の自由がある。
- ・ 汚染源が分散、小口、多様な場合は法規制の適用が困難であり、価格メカニズムを通じて幅広く政策目的を浸透できる（例：化石燃料の使用に対する税、自動車の保有税、廃棄物の収集・処理、水利用・汚水処理等の都市・生活型環境汚染）。
- ・ 個々の行為では少量の環境負荷しかしていないため、環境を汚染しているという意識が希薄な場合においても、汚染程度に応じて社会的費用を賦課できる（例：自動車の排出ガス、汚水の排出などの都市・生活型公害）。
- ・ 賦課方法によっては管理コストが少ない（例：既存の税の徴収機構に環境関連税が相乗りする場合）。
- ・ 経済的負担を軽減するために技術開発や生産方法の変更を行なうなど、環境負荷を低減するための努力を継続的に促すことができる。
- ・ 税率及び税と補助金の適切な組み合わせにより、環境負荷の高い製品、生産システム、サービスから環境負荷の低い製品、生産システム、サービスにシフトすることができる（例：自動車の車種の選択、環境負荷の大きな資源や製品に対する差別的課税）。
- ・ 政策評価を行なう場合に、費用対効果、費用対便益などの定量的な分析になじみ、経済理論のツールを活用した評価手法もおおむね確立している。

- ・料金や税率を変更することが比較的容易であり、試行錯誤により望ましい施策効果を達成することができる（例：排出物に対する課徴金、燃料課税）

(3) 短所

- ・健康や安全、希少な生物資源の保護など基本的な権利等の保護を行なう場合又経済的負担さえ甘受すれば、より環境負荷の高い行為を選択する可能性があるため、どのような行動をとるか事前に正確な予測をすることが困難である。
- ・経済的賦課による製品のコスト負担増により、短期的には経済成長力や産業の国際競争力、企業収益に対してマイナスの効果があることがある。また経済的賦課が最終的に消費者に転嫁される場合は、消費者の実質的な家計負担が高くなる。
- ・補助金は価格メカニズムを歪め、環境負荷の低減にマイナスの効果をもたらす。ただし、環境保全に資する原材料、製品、技術等に対する補助金または経済的支援は、価格競争力や市場が整備するまでの暫定的な措置としては有効である。
- ・税などで所得弾力性が低い場合は、経済的弱者にとってより厳しい負担が生じる。
- ・環境保全目標に対して顕著な効果を期待するには、かなり高い経済的負担（または経済的便益の提供）を課すことになる（例：高い税率、高額の補助金）。そのため、現実には低い税率になりがちである。
- ・経済的手法に関しては、経済的負担を課すため国民の理解と合意が必要である。
- ・税は、特定の場所、時間、曜日の環境汚染の抑制に対しては効果が低い。
- ・課税ベースと汚染原因との間のリンケージが弱い場合は、課税による環境汚染の抑制効果は低く、むしろ消費や生産に対して望ましくないコスト付加を生じる。

(4) 有効な分野

- ・環境問題に対して緊急度が低く、経済メカニズムを通じて継続的な政策効果を狙う場合（例：自動車に使用する燃料への差別的課税）
- ・価格メカニズムにより行為をコントロールしうる場合（例：化石燃料への税の導入による自動車の走行距離の削減、ごみの有料収集など経済負担により望ましい行動へのインパクトが期待できる分野）
- ・直接規制的手法ではコントロールが難しい分散、多様かつ小口の環境負荷行為への対策（自動車排出ガス、雑排水などの都市・生活型環境負荷など）
- ・健康や安全に直接的かつ甚大な影響を及ぼす分野または自然環境の保護以外で価格メカニズムにより環境目標が達成できる場合（ある行為によって生じた社会的費用を経済的負担により調整することが妥当な場合）
- ・資源循環の観点から、あらゆる主体が資源の節減、再利用に向けて努力することが望ましい場合（例：資源の再利用、廃棄物の削減、稀少資源の使用）
- ・差別税率の適用が有効な場合（燃料に対する差別税率、自動車の排気量やエンジン

ンの種別による差別税率)

- ・ 受益と環境への負荷が定量的に把握できるものに対しては、課徴金や利用料金の形で受益と外部費用を勘案して応分な経済的負担を課することが妥当な場合(例: 用水の使用・排水に対する使用量、排出ガスに対する課徴金、漁獲に対する入漁料など)
- ・ 経済的インセンティブの付与が環境負荷の低減に有効な場合(例: CO₂ 排出削減に資する生産方法や製品に対する経済的インセンティブの付与)
- ・ 環境保全技術の開発促進(例: 税制優遇、モデル事業、低公害車の開発への補助金)
- ・ 市場競争力の弱い製品に対して、離陸するまでの市場の拡大を図るための市場創設への支援(例: グリーン調達)

(5) 課題

- ・ 経済的手法の事前・事後の政策効果の評価手法の開発と適用。
- ・ 経済的手法の有効性と適用分野の検討。
- ・ 既存の税との整合など税制、税体系における適切な位置付けと税の導入に関する国民的合意の形成。環境税の導入に当っては税制改革もあわせて検討する。
- ・ 経済効率性と環境効率性を両立する有効なポリシー・ミックスの導入と有効性の検討。
- ・ 経済的手法の組み合わせ(例: 税と補助金 - 例えばスウェーデンのNO_x 課徴金と払い戻し制度、炭素税と自動車保有税のような異なる税目間)による政策効果の拡大及び汚染程度に基づいた外部費用の公平な負担。

経済的手法の適用

経済的手法の類型	適用原則	有効な分野	事例
税	<ul style="list-style-type: none"> ・税の導入により、環境保全に望ましい行為を誘導し、望ましくない行為を抑制する。 ・ある行為により得られた便益とそれにより生じた社会的費用を税の負担により調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・価格メカニズムを通じて、環境負荷の低減を図ることが有効な場合 ・社会的費用を経済的負担により、調整することが妥当な場合 ・個々の環境汚染の程度が少なく、分散・小口・多様な汚染形態の場合 ・経済的負担に対して行為者の合理的な意思決定により選択することが妥当な場合 ・環境保全技術の開発や環境配慮への努力が継続的に促進できる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・炭素税 ・環境税 ・環境保全技術に対する税制優遇（加速度償却、優遇税率） ・差別税率（環境負荷の高い対象には高税率、環境負荷の低い対象には低税率）
課徴金・利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・受益の程度に応じて経済的な負担を課す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の環境汚染が定量的に把握できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・水利用、排水 ・産業廃棄物 ・稀少資源の利用
補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低減に資する製品の開発、販売や設備の導入に対して、金銭的補助を行なうことにより、低公害製品・技術等の開発、販売を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金により環境保全に有効な製品やシステムの市場での競争力を高められる場合 ・環境保全に資する設備などの導入に対する補助金により経済的に不利な事業者等の導入を促進できる場合 ・環境保全に有効な技術開発を促進できる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車の取得に対する補助 ・クリーンエネルギーの導入 ・公害防除設備の導入 ・公害除去コストによる上乗せ価格に対する補助金（望ましくない補助金）
市場の創設（排出権取引）	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量の基準を達成するために、排出権を買うか、排出削減のための投資等を実施するかを経済的判断に基づき、個々の事業者または施設から排出される有害物質の総量を削減する。 ・排出権取引は、一定の排出基準を定めた直接規制を前提として導入される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相当高い基準に対して、排出権の購入によるか投資や開発によるか事業者や国の事情に基づき合理的判断で選択できる場合 ・事業者ごとに排出量の割り当てを行なう場合は、排出権の対象とならう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SO_xの排出に関する取引制度 ・多国間の漁業資源、漁獲量の取引 ・多国間のCO₂に関する排出権取引
（エコ・マーケットの創設支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型製品の価格競争力を高め、あるいは製品の普及を図るために市場の整備を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・需要の喚起や市場の整備により、量産効果を通じて製品等の競争力を高めうる場合 ・市場を創設することにより、消費者の購買への誘因が高められる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・率先実行計画 ・グリーン調達 ・製品表示（エコラベリング商品の推奨） ・リサイクル製品市場の育成

4. 自主的取組

(1) 特徴

- ・環境当局の計画に個々の企業が任意で参加を誘導された公的自主計画(Voluntary approach)、公的セクターと産業界または個々の企業との交渉による取りきめ(自主協定: Negotiated agreements)、個々の産業や企業による取りきめ、自主的計画である「片務的公約」(Unilateral commitments)がある。
- ・経団連の自主行動計画は、形式的には Unilateral commitments であるが、地球環境などに関連する法規制と強力にリンクしているため実質的にはドイツ・フランス型の Negotiated agreements と共通点をもつ。
- ・自主的取組は、地球温暖化問題や廃棄物処理問題などの新しい環境問題について、規制的手法による措置がとられるまでの過渡的な手段ともいえる。
- ・自主的取組は、ルールを示した法規制(枠組規制)と組み合わせ、直接規制を補完する手段となる。

(2) 長所

- ・法制度と比較して、運用、監視等に係るコストを削減できる。制度の運用に多くの財政的、人的な資源を投入することが、行政の効率性を損なう場合には、一定のルールのもとに自主的取組により法制度を補完する方が費用対効果が高い。
- ・規制的措置を補完することにより法制度の柔軟な運用を図るとともに、経済社会の状況変化に敏速に対応することができる。
- ・生産方法や原材料の使用、技術、設備等の実情に基づき、それぞれの産業や企業にとって環境目標を達成するための最適な方法を選択することができる。
- ・原材料の使用、生産方法、廃棄物の削減その他の環境保全技術の開発に対する誘因を与える。
- ・雇用者等への教育、啓発も自主的取組の重要な長所である。
- ・環境汚染の原因と結果が多様で複雑であったり、技術的措置や科学的知見が不透明な場合には、国、地方公共団体、学術研究機関等と産業、企業の協力により最善の解決方法を見出すことができる。
- ・法制度化の前段階として自主的取組を実施し、より拘束力の高い規制的手法に移行するための科学的情報や制度をルール化するための知見を広げることができる。
- ・産業や企業にとって、雇用者、消費者、株主、地域社会などの利害関係者との好ましいコミュニケーションを促進し、環境配慮に対する取組は製品や企業イメージに好影響を与える。
- ・直接規制的手法の代わりに自主的取組による環境目標を設定した場合には、産業や企業にとって、既存の施設や技術を活用できるため、技術的、資金的負担を削減することができる。

- ・地域の実態をふまえて、地方自治体が目指す環境計画に合わせて、企業の環境目標を設定することができる（自主協定）
- ・税や法規制と比較して、政治的、社会的な受容性が高い。

(3) 短所

- ・経済行為が健康や安全、資源の保護などの社会的権益に甚大な影響を及ぼすような環境問題については、自主的取組を単独で実施することは不適切な場合が多い。
- ・法規制と比較して拘束力が弱く、「ただ乗り」や非協力的な企業への対応が徹底しない。
- ・法規制を逃がれるための手段になったり、法規制化を遅らせるための時間稼ぎになることもありうる。
- ・企業の自主的取組の実施状況、改善のための指導、達成できなかった場合の対応措置を事後的に第三者に納得できるように評価、公開しないと、自主的取組への社会的な信頼が失われる。
- ・自主的取組の目標、達成時期、基準の設定、評価方法をあらかじめルール化しないと、企業が特段の努力をしないでも達成可能な計画をたてる場合がある。環境目標を達成するための目標が、企業にとって達成が容易な方法に設定されることがある。
- ・強力な利害グループの組織、政治力、資金力等により、産業や企業に有利な目標、基準、実施方法が取り決められる場合がある。

(4) 有効な分野

- ・明確な法規制を設定するための環境汚染の因果関係が確立されていない場合に、国、産業および学術研究機関の協力により試行錯誤的な対策を進めることが妥当な場合（例：特定の有害物質の環境汚染対策）
- ・個々の産業あるいは企業に対して、法規制に定められた基準以上の高い水準で達成させることが望ましい場合（例：個別企業との環境協定）
- ・産業や企業の技術の状況、生産方法、原材料の使用、設備の特性が多様であり、一律に規制対象や基準、罰則等を規定することが、産業や企業の経済的な効率性を悪化させる場合（例：温暖化ガスの排出）
- ・環境保全に関する技術の継続的な開発が期待できる場合（例：廃棄物処理、再資源化等）
- ・一定の達成目標や手順を定めておけば、企業の自主的な努力により、目標の達成のために可能な選択肢がある場合（例：廃棄物の処理、製品のリサイクル）
- ・地域社会や消費者、雇用者、株主等の好意を得ようとする自助努力が期待できる場合（例：環境報告書、エコラベリング等）
- ・国際的な基準や取り極めには時間を要し、または法制化するには規制の対象や対

応方法等が不透明なため、法規制に至る前段階として何らかの措置を必要とする場合（例：地球温暖化対策等）。

- ・法規制で実施方法の細目を定めると極めて複雑かつ一律的になるため、法などでルールや枠組を設定し、それにもとづき個別の産業や企業が自主的、自発的に対応することが、効率的かつ現実的な場合（例：枠組規制的手法における自主取組制度）。
- ・経済団体や産業団体等の企業に対する組織力、指導力が強く、研究調査能力や制度の運用能力に信頼性がある場合（例：化学物質の使用・排出管理、温暖化ガス排出対策）。

(5) 課題

- ・より高い拘束力と義務・責任を明確化した規制的要素の取りこみと規制的手法とのリンケージ（枠組規制への移行）。
- ・実効性が高く拘束力が強い「自主協定」の適用分野の拡大を検討する。オランダの Covenants 制度のような直接規制と自主協定との2段階の公的関与フレーム。
- ・手順やルールの設定、違反、実施結果のフォローなどに関して規制的要素を導入する（情報公開、ペナルティなど）。
- ・情報の公開、計画等への第三者の参加、第三者の意見の反映により、透明性と公開性を高める。また公的な研究機関、大学などの支援を受け、環境問題の解決の促進と自主的取組に対する社会的な信頼を高める。
- ・環境目標や基準の設定、事後の評価、指導体制などに関する信頼性を構築するため、第三者的な機関による評価制度の導入。
- ・技術的、資金的な支援及び目標の達成度に応じた経済的なインセンティブや便益を供与することにより、自主的取組への誘因を高める。例えば自主的取組の成果に応じて税や補助金を組み合わせることにより、企業等の自助努力へのインセンティブとなる（例：デンマークの炭素税の軽減措置）。

自主的取組の適用

自主的取組の類型	適用原則	有効な分野	事例
公的自主計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的な環境施策または法規制に沿って、企業の参加を誘導する ・ いったん参加すると、公的計画または法規制による管理、監督に従う（米国型） ・ 法や公的施策に沿って、業界や企業毎に環境保全に関する実施細目を取り決める（ドイツ型） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法規制または公的な施策でルールを定め、それに基づき企業等の自主的な取組が経済効率を高め、経済メカニズムを歪めない場合 ・ 環境保全に関する技術開発を促進できる場合 ・ 業種や企業により多様な対応方法と選択肢があり、自主的取組の方が環境目標全体の達成のために効率的な場合 ・ 法制度を担保するための組織、運営に係るコストが膨大であり、自主的取組の方が施策の費用対効果が高い場合 ・ 技術進歩や製品開発のテンポが速く、一律の基準を設定し規制するより、柔軟に状況変化に対応した方が望ましい場合 ・ 法規制に至るまでに試行的、暫定的に制度を実施する場合 ・ 制度の実施方法や運用、組織、事後フォローに関して信頼性が高い場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国の Energy Star、33/50 計画 ・ EU の環境経営監査制度 (EMAS) ・ P R T R 報告制度（枠組規制の一部） ・ エコ・ラベリング ・ 地球温暖化防止に係る業界ごとの自主行動計画（業界ごとの自主的取組であるが法規制や施策とも密接にリンクしている）
自主協定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法規制のフレームのもとに、地方自治体と企業の間で排出物等の環境に関連する協定を締結する ・ 条例が協定の拘束力となる ・ 国の環境計画の実効性を担保するために主要な業界や企業と環境保全に関して取り極めを結ぶ（オランダ型） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や立地、企業の特質にあわせて、個別に協定を結ぶ方が実効性が高く拘束力が強い場合 ・ 一律の基準以上に高いレベルで環境目標を達成しようとする場合 ・ 国の法制度には、実施方法や管理監督が地方の行政に委ねられているため、条例に基づき個々に協定を結ぶ場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境自主協定、公害防止協定 ・ オランダの自主協定 (Covenants)
片務的公約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業や企業の自発的な環境保全への取組であり、法的義務がなく、一定の規則や基準、監督にも従わない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業のステークホルダーに対する訴求が、企業活動に効果がある場合 ・ 雇用者や地域社会との良好な関係を築く場合 ・ 新しい経営理念を実現しようとする場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境報告書 ・ 企業の環境経営計画 ・ 環境監査 ・ 企業のゼロ・エミッション活動

（注）上記自主的計画、自主協定、片務的公約はOECDの分類にしたがったものである。

わが国で近年実施されているスキームはOECDの類型とやや異なる要素があるが、主に公的自主計画に分類した。